

閲覧用

南小国町農業委員会総会会議録

平成29年9月11日開会

熊本県南小国町

平成29年度南小国町農業委員会9月総会

1. 開催日時 平成29年9月11日(月)午前10時00分から午前10時10分

2. 開催場所 南小国町役場 議場にて

3. 出席委員 (9人)

1番 杉 安 申 歳 委員	3番 松 崎 久美子 委員
4番 下 城 孔志郎 委員	5番 佐 藤 竹 良 委員
6番 村 上 文 秋 委員	7番 河 津 篤 委員
8番 北 里 丈 夫 委員	9番 穴 井 堅 委員
10番 武 田 時 吉 委員	

4. 欠席委員 (1人)

2番 佐 藤 省 市 委員

5. 会議録署名委員の指名 (5番委員、7番委員)

6. 議案第 20 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 議案第 21 号 農地法各条関係審議について

8. 議案第 22 号 その他

9. 職務のため議場に出席した事務職員(3名)

事務局 長 本 田 圭 一 郎

事務局 職員 佐 藤 亮

農林課 嘱託 家 入 節 子

○会長

改めておはようございます。

それでは9月の農業委員会総会を今から行います。

本日の出席委員は10名中、佐藤省市委員が欠席ですが、過半数を達しておりますので、総会は成立しております。

なお、本日は推進委員の方も後ろのほうに傍聴されておりますのでどうぞ皆さん本日はよろしく願いいたします。

それでは会議録署名委員の指名を私のほうからさせていただきます。

5番 佐藤竹良委員、7番 河津 篤委員にお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

議案第20号 農地法第18条第6項の規定による通知について

それでは日程第2「議案第20号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。お手元の資料1ページをお願いいたします。

【議案第20号 農地法第18条第6項の規定による通知について詳細に説明】

2枚目をお願いいたします。

受付番号1 賃貸人(〇〇)〇〇〇〇氏。賃借人(〇〇〇)〇〇〇〇氏。

申請物件としまして、大字赤馬場字田中2422。台帳・現況地目共に田。面積101㎡。同じく2423。田。877㎡。同じく2424。現況地目田。1, 513㎡。同じく鳶ヶ原2652-1。台帳地目田。現況地目畑。593㎡。同じく2653-1。台帳・現況共に田で2, 415㎡。合計としまして、田4筆。畑1筆で合計5, 499㎡。合意成立日が平成29年8月18日。土地引渡期限が平成29年9月1日。解約の理由としまして双方の合意による解約という形になります。

続きまして受付番号2 賃貸人(〇〇)〇〇〇〇氏。賃借人(〇〇〇)〇〇〇氏。申請物件としまして、大字中原古屋2987-1。台帳・現況地目共に田。面積2, 216㎡。合意成立日は平成29年8月24日。土地引渡期限は平成29年9月1日。解約の理由としまして双方の合意による解約となります。

参考までに、ご存知かと思いますが、農地法第18条に関しましては、農地等の賃借権における解除、解約の申し入れ等の行為を通常、県による許可申請という形になっております。しかしながら合意解約の場合は、農地の引渡6か月以内に成立した場合、同条第6項の規定による通知となり、結果、県の許可を必要とせず、農業委員会に提出する通知報告とあるものです。

○会長

以上です

はい。ただ今事務局から農地法第18条第6項の規定による通知について、今回は2件通知がっております。

この件について質問等ございませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

はい。ないということですので、採決に移りたいと思います。

農地法第18条第6項の規定による通知について、受付番号1、2について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員賛成でありますので、この件については報告のとおりといたします。

議案第21号 農地法各条関係審議について

続きまして「議案第21号 農地法各条関係審議について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。続きまして3ページをお願いいたします。

【議案第21号 農地法各条関係審議について詳細に説明】

本議案における農地法各条関係申請は第3条が1件のみというかたちになります。

続きまして4ページをお願いいたします。

受付番号1

本案件は所有権移転の案件でございます。理由としまして、使用貸借から所有権移転への変更のため。となります。

譲渡人(〇〇)〇〇〇〇氏。譲受人(〇〇〇)〇〇〇〇氏。

許可を受ける申請物件は、大字赤馬場字田中2422。地目は田で面積101㎡。同じく2423。田。877㎡。同じく2424。田。1,513㎡。すみません。一部資料の訂正をお願いいたします。赤馬場字鶯ヶ原となっておりますけど、下鶯ヶ原と、上下の下です。下鶯ヶ原2652-1という形で修正をお願いいたします。2653-1も同様となっております。赤馬場下鶯ヶ原2652-1。地目が田で面積593㎡。同じく2653-1。田。2,415㎡。合計、田4筆、畑1筆で5,499㎡となります。

この案件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われる、許可要件のすべてを充たしていると考えております。

以上で説明を終わります。

○会長

はい。続きまして担当地区委員の説明をお願いいたします。

(8番委員手をあげる)

8番 北里丈夫委員。

○8番委員

はい。この件に関しては、〇〇君のほうからですね僕のところに来まして、〇〇さんの土地を買い取りますのでお願いしますということでした。

上3枚はですね大体田んぼで現況復帰できると思っております。下の鶯ヶ原のほうはですね、今年の8月末の農地パトロールで推進委員さんと一緒に見て回った所です。ここは今年の7月の大雨ですかね、ちょっと井出のほうもですね土砂が流れ込んで機能しておりません。ただし田んぼの下にですね、大川はありますのでそこから水を揚げることは可能です。〇〇君のほうができることによってですね、農地の荒廃の改善にはなるんじゃないかならうかと思っております。

以上です。

○会長

担当地区委員からの説明ありがとうございました。

事務局からの説明の不足がありましたので、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

はい。事務局からですけど、先ほどお送りしました航空写真のですね5ページ、6ページが申請地になっております。

職員

田中のほうがですね、去年の農地パトロールのほうでは遊休農地判定を受けているところだったんですけども、今回、〇〇〇の〇〇氏のほうがですね農業を、今までは使用貸借でやっていらっしゃったところなんですけれども、本格的に所有権移転して始めるというところで、今回の申請となっております。

6ページの下鶯ヶ原も北里委員のほうから説明がありましたとおりですね、一部ちょっと今回の大雨で被害を受けているところもあるんですけど、一緒にですね所有権移転をしているというところですよ。

以上です。

○会長

はい。ただ今事務局並びに担当地区委員から説明がありましたけれども、3条の受付番号1について質問等ございませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

はい。質問がないということですので、採決に移りたいと思います。

3条の受付番号1について許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますので、許可することに決定をいたします。

以上で本日の議案は終わりですけど、その他何かございませんでしょうか。

ないようでありましたら、これで本日の総会は終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

平成29年9月11日

南小国町農業委員会会長

署名委員 5番委員

署名委員 7番委員

会議録調整者 佐藤 亮

本誌 表紙共 枚